



Title	藤原長方家集『按納言集』書名考
Author(s)	関口, 祐未
Citation	文化継承学論集, 1: (75)-(88)
URL	http://hdl.handle.net/10291/7464
Rights	
Issue Date	2005-03-26
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

藤原長方家集『按納言集』書名考

関口 祐未

はじめに

藤原長方（保延五年（1139）〜建久二年（1191））は、平安時代末期、弁官を長きに渡って務めた、有能な官僚である。後白河院との関係が注目される人物でもある。鎌倉前・中期成立の説話集『統古事談』、『古今著聞集』や、軍記物語『平家物語』、『源平盛衰記』などに名が見え、群議の場にあつては、平清盛に対してであつても、はばかりず意見をする勇士として伝えられる。長方と同時代を生きた撰閑家の九条兼実は、長方入滅の報に、「去夜、入道中納言長方入滅云々、末代之才士也、又詩人也、可惜可哀、」（『玉葉』建久二年三月十一日条）と、その才を称える。

長方の極官は、従二位権中納言である。長方は、「夜の閑白」と言われた勸修寺家の一流、葉室権中納言顕隆の孫にあたり、葉室庶流権中納言顕長の息であるが、母が権中納言藤原俊忠女、俊子であり、俊子は歌道の家である御子左家の藤原俊成と兄弟である関係から、長方と定家は従兄弟同士でもある。

長方も歌をたしなみ、長方邸で歌合が開かれた折には、俊成が判をつとめ、定家が参加したこともある。長方の歌は、勅撰集では『千

載集』に四首が初出し、『新古今集』に四首、『新勅撰集』に十首と入集、特に定家単独の撰『新勅撰集』に多くとられている点から、定家の評価は高かったことが知られる。ただし、『小倉百人一首』の草稿本かともいわれる定家撰『百人秀歌』に、長方の歌はとられたものの、『小倉百人一首』では切り出されている。長方の歌人としての名は埋もれて、現代に至つていといつてよい。

長方には、二一五首を収める家集『長方卿集』が残されている。『千載集』撰進資料として自撰したとされる『長方卿集』は、その別称として『長方集』、『按納言集』（『按納言家集』、『按納言長方卿集』）、『拇納言集』の書名が知られる（注1）。なかでも『按納言集』の書名が、比較的よく用いられるようである。しかしながら、なぜ『按納言集』、あるいは『拇納言集』と呼ばれるのかは不明のままである。

そこで本稿は、『長方卿集』の別称、『按納言集』『拇納言集』についてとり上げ、その書名のいわれについて検討しようとするものである。

『按納言集』書名の由来

これまでの、数少ない長方研究において、『長方卿集』の別称である『按納言集』『拇納言集』などの書名について、触れられているものは管見ではない。一方、『長方卿集』諸伝本を見ると、唯一、神宮

文庫本の奥書にその由来が記されている。

『長方卿集』諸伝本は、現在、十六本が確認される。すべて定家自筆本から転写されたもの（の転写本）で、本文は同一系統である。

そのうちの一本、神宮文庫本奥書に、「按納言集」の書名について説明が付されている。

本云此一冊定家卿自筆之本一覽之次書写了

外題按納言家集直書之 是按察大納言長方卿詠也

この奥書を持つ神宮文庫本（注2）を底本として採用したが、近世後期に刊行された埴保己一編『群書類従』巻二三八であり、他に角川書店『新編国歌大観』第四卷（昭和六十一年）が同じ神宮文庫本を底本としている（明治書院『私家集大成』中世I（昭和四十九年）は書陵部本が底本）。『長方卿集』は、『群書類従』に収録されることで、はじめて版本として流布したのである。

神宮文庫本奥書に見える、「按納言集」の書名由来についての加筆は、他の伝本には見られない。この神宮文庫本は、江戸初期の書写と考えられ（『新編国歌大観』『長方集』解題による）、書写者は不明であるが、外題内題、本文、奥書は同筆である。

外題に按納言家集と直に書かれるが、この家集は按察大納言長方卿の詠である。「按察使」の「按」と、「大納言」の「納言」の字をとって、「按納言集」と呼ぶのだと説明する。つまり、ここでは、長

方の官職名を略した形であると解釈されているのである。しかしながら、『公卿補任』はじめ諸資料において、長方の極官は従二位権中納言とあり、権中納言止まりであつて、大納言にはなっていない。さらに、按察使の職歴もないのである。

長方の官途を略述すれば、八歳の時、六位藏人で出発し、二十三歳のときに正五位下で右少弁に補任されてから、四十三歳で権中納言になるまで二十年以上の間、弁官を務めた。また、二十八歳で三事兼帯し、三十八歳で参議となる。四十七歳、病を機に出家、五十三歳で没した。長方は、地方官として、丹波守、三河守、備後権守、近江権守と国司を務めたことはあるが、按察使にはなっていない。つまり、神宮文庫本奥書の「是按察大納言長方卿詠也」には裏付けがなく、事実と反するため、誤りであると言わざるをえないのである。

「按察大納言」あるいは「按納言」と、長方とを結びつけるものはないのである。この、書名についての由来は、神宮文庫本のみにしか記されていない点からも、「外題按納言家集直書之 是按察大納言長方卿詠也」は恣意的な書き入れであった可能性が考えられる。その特殊ともいえる神宮文庫本を、『群書類従』が底本にしたのが契機となつてか、「按納言集」の書名は流布しているが、「按納言集」の書名自体は、疑わしいものといえよう。

『長方卿集』諸伝本

では、もうひとつの別名、「梅納言集」についてはどうであろうか。
ここで、『長方卿集』の諸伝本についてまず見てみる。

『長方卿集』の諸伝本は、松平文庫影印叢書に収録される『按納言集』の、杉山重行氏による解題（第三巻私家集編二 新典社 平成五年）において、すでに十三本が調査、分類されている。本稿では、杉山氏の整理、分類を参考にして、さらに筆者が調査したもの、三本（東洋大学図書館本、無窮会神習文庫本、関西大学図書館岩崎美隆文庫本）を加えて次に挙げる。

なお、『私家集伝本書目』「藤原長方」項にある「田中」本は、田中教忠本と考えられるが、所在不明のために未見、また「慶大（一四六・一七三）」とある慶應義塾大学図書館所蔵の「按納言集」は、『慶應義塾図書館和漢図書分類目録第二巻』（昭和十四年）の「同（按納言集）」写本 一四六 一七三 一（冊）」に該当するが、同図書館に問い合わせたところ、同図書館目録の記述は誤りで、目録に該当する「按納言集」を同図書館は所蔵しないということであった。

① 以京極黄門定家卿自筆令書写尤可為証本而已

慶長第三曆五月日 羽林郎藤（在判）

『なし』『なし』

東洋大学図書館本（911・148FN）下巻本

『梅納言集 乾』『梅納言集 坤』（二冊）「梅納言集」

今治市河野美術館本（348・874 C9208）

『梅納言集』『梅納言集』

祐徳稻荷神社中川文庫本（6・2―2・285・別6 C

2236）

『梅納言集』『梅納言集』

島原図書館松平文庫本（135・58 松平文庫影印

叢書収録本）

『權中納言長方卿集』『梅納言集』

ノートルダム清心女子大学黒川家旧蔵本（C25・1―

1 332・100・2）

『長方集』『長方集 權中納言』

島原図書館松平文庫本（135・57 358・14

2・4）残欠本

② 本云以京極黄門定家卿自筆令書写尤可為証本而已

慶長第三曆五月日 羽林郎藤（在判）

右本以他本亦遂校合畢 但少々有落字 源資持（在判）

『梅納言集』『梅納言集』

今治市河野美術館本（348・875 C9209）

『小馬命婦集 讚岐入道頭綱集 梅納言集』『梅納言集』

無窮会神習文庫本(10133・井)合冊本
未見 杉山重行氏藏本

③ 以京極黃門定家卿自筆令書写尤可為証本而已

慶長第三曆五月日 羽林郎藤(在判)

以右本又令書写遂校合訖

『梅納言長方卿集 完』「梅納言長方卿集」

宮内庁書陵部谷森本(351・163 20・39・9)

『梅納言長方卿集 全』「梅納言長方卿集」

神宮文庫本(3・1076 C23)

『梅大納言長方卿集』「梅納言長方卿集」

龍谷大学大宮図書館写字台文庫本(911・23・61・

W)

④ 本云此一冊定家卿自筆之本一覽之次書写了

外題按納言家集直書之 是按察大納言長方卿詠也

『按納言家集 完』「按納言家集」

神宮文庫本(3・1075 C24)

○ 此一冊定家卿自筆之本一覽之次書写了

外題按納言家集直書之 是按察大納言長方卿詠也

一本云以京極黃門定家卿自筆令書写尤可為証本而已

慶長第三曆五月日 羽林郎藤(在判)

右一卷以勢州林崎文庫本校合畢

『羣書類從 二百卅八』「按納言集 長方卿」

光榮記念後印本群書類從 合冊本

『なし』「按納言集 長方卿」

関西大学図書館岩崎美隆文庫本(911・204・12・

217)合冊本

未見 半田公平氏藏本

奥書の違いを基準に分類すると、五種類に分けられる。それぞれ、奥書、書名(外題)、「(内題)」、伝本所蔵先の順に記した。外題、内題のないものは、『なし』『なし』と示した(注3)。

まず、長方家集の諸伝本と奥書について説明する。

①から④と、奥書によって四種類に分かれるが、奥書にあるように、いずれも定家自筆本(現存せず)を祖本としている。本文も、奥書の種類によってその特徴は異なる。①②④の伝本は、共通して七一番歌(新編国歌大観番号)の下句を欠き、二一五首を収める。一方③本文は、七一番歌下句は備えるが、九〇番歌一首を欠いており、二一四首となっている。いずれの伝本も、江戸初期を上限とす

る書写本である。

①の奥書を見ると、「以京極黃門定家卿自筆令書写尤可為証本而已 慶長第三曆五月日 羽林郎藤（在判）」とあり、この家集は、京極黃門定家卿自筆本をもって、慶長三年（1598）五月に、「羽林郎藤」とある羽林郎將（近衛右中将）藤原（冷泉）為満によつて書写された旨が記されている。②③の奥書は、①奥書をそのまま書写し、それに書写者自身の奥書、②「右本以他本亦遂校合畢 但少々有落字 源資持（在判）」、③「以右本又令書写遂校合訖」と、他本をもって校合した旨が付される。一方、④奥書は、①②③が共通して持つ奥書、「以京極黃門定家卿自筆令書写尤可為証本而已 慶長第三曆五月日 羽林郎藤（在判）」を持たず、「本云此一冊定家卿自筆之本一覽之次書写了」と記される。さらに、家集書名についての独自の記述「外題按納言家集直書之 是按察大納言長方卿詠也」を有し、性質を異にしている。なお、①から④の最後に挙げた、○の奥書は、群書類従本、関西大学図書館岩崎美隆文庫本、半田公平氏蔵本（杉山氏の報告による）が有する。関西大学図書館岩崎美隆文庫本は、『関西大学所蔵岩崎美隆文庫 五弓雪窓文庫目録』（関西大学図書館 昭和五十一年）の「藤門雜記」第二第三冊一項によれば、国学者の岩崎美隆が天保十四年（1843）三月十八日に、群書類従から転写したもの、とある（他に群書類従本を底本としたものに、『統国歌大観』がある）。奥書④のあとに、①②③が共通して持つ奥書、「一本云以京極黃門定家卿自筆令書写尤可為証本而已 慶長第三

曆五月日 羽林郎藤（在判）」が加えられたものである。この○の伝本群は、九十番歌および七一 番歌下句の欠脱がなく、「右一卷以勢州 林崎文庫本校合畢」とあるとおり、①②③と、④の神宮文庫本（勢州 林崎文庫本）を校合した、新しい本文である。

右の諸伝本の奥書状況を踏まえて、①の伝本群から見てみる。六本のなかでも、東洋大学図書館本は、書写者が、奥書にある「羽林郎藤」、冷泉為満本人であると考えられる。この為満筆東洋大学図書館本が親本となつて、さらに転写されたものが、①の他の五本と、②③の伝本ということになる。

為満（1559〜1619）は、冷泉家九代当主であるが、奥書のとおり、冷泉家に伝わる定家自筆本を親本として、子孫の為満が転写し、証本である旨、加筆したものである。東洋大学図書館本はこの為満奥書のあとに、十三代当主為綱（1664〜1722）の加証奥書「右梅納言集上下二卷／先祖大納言為満筆也／依所望加筆訖／元禄二十月中旬／左中将為綱／」を有する。為満は、定家様をよくする一人として知られるが、この東洋大学図書館本も定家様で書写されている。

この為満筆東洋大学図書館本（注4）については、神作光一氏の論考（東洋大学図書館報「コスモス」100 「貴重書を訪ねて『長方卿集』」平成五年一月）においてすでに調査、報告がなされているが、改めて筆者の実見を記せば、もともととは上下二巻の卷子本である。表紙は、藍地に菊牡丹花紋唐草繋ぎの金欄裂表紙で、見返しは、

金布目紙、本文料紙は鳥の子紙が六紙継がれ、四周に金揉箔、裏打紙に金切箔が散らされていて、豪華な卷子本である。残念なことに、下巻のみ現存（本文は冬部から）となっている。この下巻を転写したものが、残欠本の①島原図書館本（135・57）であるが、他の①の四本、および②③④伝本は、上巻を含む全文を有する。特に①の今治市河野美術館本は、為満筆本と比べると、字のくずし、字配りなど、忠実に影写されている。一部、集付が異なる点も見えるが（一一一、一三九番歌の「続（後撰集）」が、為満筆本にはない）、例えば、一八八番歌の詞書「祝」が、為満筆本では一八七番歌の歌の末尾に入りこんで、改行されずに書かれているが、その点も①今治市河野美術館本は正さずにそのまま同じく写しており、全体として見れば、①今治市河野美術館本は為満筆東洋大学図書館本の臨書と位置付けてよいと考えられる。したがって、①今治市河野美術館本によって、失われた為満筆東洋大学図書館本の、上巻の書写状態を想定することが可能であろう。

書名の書かれ方

次に、諸伝本の書名の書かれ方について、具体的に見ていく。

定家自筆本から転写された為満筆東洋大学図書館本は、上巻が失われているため、外題内題は不明となる。しかしながら、為満筆本奥書のあとに、為綱による加証奥書「右梅納言集上下二巻／先祖大

納言為満筆也／依所望加筆訖／元禄二十二月中旬／左中将為綱」があり、その冒頭に、「右梅納言集上下二巻」と書かれている。また、為満筆本が上下二巻を揃えていた時分に転写された伝本（の転写本）、特に同じ奥書を持つ①伝本群の、今治市河野美術館本、祐徳稻荷神社本、島原図書館本（135・58）の外題内題はともに、「梅納言集」と墨書されている。①でも、ノートルダム清心女子大学本の外題は、「権中納言長方卿集」、内題は「梅納言集」とある。ただし、内題「梅納言集」の「梅」の右に、「按」と墨書がある。これは、当伝本奥書に、「類従本奥書云」とあって、群書類従の奥書を加筆しているため、群書類従本との校合の跡であろう。①の、もう一本の島原図書館本（135・57）は残欠本であり、本文が、為満筆本の冬部からはじまるのと同じであるため、為満筆本が下巻のみになったから転写されたものと推測される。書名は、「長方集」「長方集」となっている。

②の、今治市河野美術館本、無窮会神智文庫本の二本は、外題内題ともに「梅納言集」とある。

一方、③はやや変化が見える。三本とも内題は同じ「梅納言長方卿集」とあるが、外題がそれぞれ異なる。まず、書陵部本は内題と同じ「梅納言長方卿集」とあるが、神宮文庫本の外題は、「梅納言長方卿集」の「梅」の字の上に、筆で右下がりの斜線が入り、その「梅」の右に「按」と、訂正らしい筆が入っているのである。この訂正について考えられるのは、可能性として、同じ神宮文庫本④伝本の、

方卿集」とあるが、外題がそれぞれ異なる。まず、書陵部本は内題と同じ「梅納言長方卿集」とあるが、神宮文庫本の外題は、「梅納言長方卿集」の「梅」の字の上に、筆で右下がりの斜線が入り、その「梅」の右に「按」と、訂正らしい筆が入っているのである。

この訂正について考えられるのは、可能性として、同じ神宮文庫本④伝本の、外題内題「按納言家集」から影響を受けて、「按」と訂正されたのかもしれない(③の神宮文庫本は、④神宮文庫本と同じ、村井古巖奉納本である点も注意される)。また、③龍谷大学図書館本は、③書陵部本の臨書とも言える、忠実な転写本の可能性が考えられるのであるが、外題は「梅大納言長方卿集」と、「大納言」と書かれてある。この点については不明であるが、龍谷大学図書館本書写者によつて恣意的に書かれたもの、あるいは誤りである可能性が大きいと本稿では考える。総じて③の伝本群は、①から④の伝本群中、唯一、七一番歌下句を補っているという特徴があり(代わりに九〇番歌を欠くが)、その本文の異なる点、書名の書かれ方の異同とも対応しているものと考えられる。

①②③の、為満筆本を親本とする伝本群は、③の外題に例外が見られるものの、大半の外題内題が「梅納言集」であることが確認される。さらに、それらの伝本の「梅」の墨書は、明らかに「梅」と判読できる楷書体である点を改めて付言しておく。

一方、④の神宮文庫本の外題内題はともに「按納言家集」である。この伝本は奥書にあるとおり、定家自筆本を一覧した次いで

に書写されたものである。しかしながら、①②③のような、定家自筆本から転写された為満筆本を、さらに転写したものではない、別系統のものと推測されるのである。そのわけは、まず、④の書名が「按納言家集」と、①②③の「梅納言集」とは異なる。さらに、④本文には、①②③本文と異なる部分があるが、いくつか挙げられるのである(注5)。書名の違いと対応するように、本文にも違いが見られるということになる。①から④諸伝本の伝本間の関係をまとめれば、一つは、定家自筆本を、為満が書写し、さらにそれを転写したものが①②③の伝本群となる。もう一つは、定家自筆本を、為満ではない別人が書写したものの系統で、それが④であると考えられるのである。

以上、書写者によつて、つまり、定家自筆本から転写した為満と、為満とは別人の書写者は、同じ定家自筆本を親本としていても、「梅納言集」「按納言集」と、書名を異なつて書写しているということになるだろう。④神宮文庫本の奥書に、「外題按納言家集直書之 是按察大納言長方卿詠也」とあるのは、定家自筆本にそう書かれてあったのではなく、転写者によつて加えられたものと考えられる。一方、「梅納言集」という書名の意味については、不明のままである。「梅納言」の由来について、伝本奥書や注記などで書かれているものはない。「按納言集」の「按納言」と同様に、長方と「梅納言」とを結びつけるものはないのである。

長方の呼び名

長方家集の書名に関連して、長方自身の呼ばれ方、呼び名には、どのようなものがあるのだろうか、調べてみた。

長方と同時代を生き、ともに官僚として朝廷にあった九条兼実の日記『玉葉』には、長方の名がたびたび現れる。

長方が権中納言になった治承五年（1181）からの、長方の名が登場する『玉葉』記事を見ていくと、「中納言長方」（寿永二年七月三十日条）、「外弁上首権中納言長方卿」（寿永三年一月一日条）や、「八条中納言」（寿永二年八月十九日条）、「八条中納言入道長方」（元暦二年六月二十四日条）、「梅小路中納言長方」（養和二年四月十日・元暦二年六月十七日条）、「梅小路中納言」（元暦元年十一月二十二日条）などである（注6）。元暦二年（1185）六月二十五日に長方が出家してからは、「長方入道」（文治三年五月十五日・同年七月二十三日条など）、「入道納言」（文治三年三月四日・文治四年正月一日条）、「宗隆父入道」（文治三年六月十四日条）、「入道中納言長方」（建久二年三月十一日条）などである。

「八条中納言」、「梅小路中納言」という呼び名の由来については、長方の邸宅が、八条の梅小路にあったことに拠るものである。ちなみに、長方の嫡男、宗隆も「梅小路中納言」と呼ばれていた。また、長方二男の長兼は、「三条中納言」と呼ばれる。『尊

卑分脈』「長方」では、長方の呼び名について、「号八条又号三条」と、「三条中納言」とも呼ばれていたと記すため、長兼の三条中納言は、宗隆の梅小路中納言と同様に、長方の呼び名を継ぐものであろう（注7）。

また、日記の他では、鎌倉後期成立の軍記物語『源平盛衰記』、巻第十七「新都有様」に、長方が「留守中納言」と呼ばれた話が伝えられる。治承四年に、都が福原へ移された。みな新都に移る中で、皇太后宮の大宮（多子）と八条中納言長方卿だけが都に残った。「長方卿ハ世ヲ恨ル事御坐テ供奉シ給ハズ、只一人留給タリケレバ、京童部ハ留守ノ中納言トゾ申ケル。」という話である。同じく福原遷都の話では、鎌倉前期成立の説話集『続古事談』に、長方についての著名な逸話が残されている（注8）。

「第二臣節」第二十四話の「梅小路中納言両京ノサダメ」は、当時、人口に膾炙したとされる有名な話である（『愚管抄』『源平盛衰記』などにも同話は見える）。治承四年六月に福原遷都した後、清盛は、「古京ト新京トイツレカマサレル」と、福原の都と、以前の都とどちらが優れているか、古京に残っていた公卿を呼び寄せて尋ねる。清盛の心を恐れて、皆は思っていることも言わなかったが、「長方卿ヒトリ、スコシモ所ヲ、カズ、コノ京ヲソシリテコトバラシマズ、散々ニ云ヒケリ。サテモトノ京ノヨキヤウヲ云テ、ツイニソノ日ノ彼ノ人ノサダメニヨリテ、古京ヘカヘルベキ儀ニナリニケリ。」と、長方一人は福原の新京を散々に

ののしり、古京の良さを述べた。清盛は怒るところか、その日の長方の意見によって、古京に還ることにしたという。後に、長方が官位を人に越されそうになると、清盛は、「長方卿ハ事ノ外ニ物ヲボエタル人也。タヤスク人ニ超越セシムベカラズ」といって、長方にひいきをしたとある。

右の説話は最後に、「梅小路中納言兩京ノサダメトテ、ソノ時ノ人ノロニアリケリ。」と付言する。長方の罵りによって、清盛が都を還すことに決めたために、この話が「梅小路中納言兩京ノサダメ」として当時、有名であったという。この「梅小路中納言」という長方の呼び名は、『玉葉』などの日記にも見えるが、長方にとつては（長方の一門にとつても）、官僚としての誇らしい事跡を髣髴とさせる「梅小路中納言」であるともいえよう。そしてこの呼び名は、長方家集の伝本に見える書名、「梅納言集」の「梅納言」と、何か関連はないだろうか。

つまり、「梅納言集」の「梅」の字と、「梅小路中納言」の「梅」の字は形が似ており、「梅納言」と「梅（小路中）納言」とは何らかの関わりがある、あるいは「梅納言」は「梅納言」なのではないかという憶測が生じるのである（注9）。

「梅納言」と長方

長方が当時、梅小路中納言と呼ばれていたことから、「梅納言

集」の「梅納言」は、「梅納言」であるかもしれない点、可能性として考えられよう。先に見たように、現存する伝本には、「梅納言集」と書かれているものはないが、例えば歌書目録の書目ではどうであろうか。

長方家集の書名が見える歌書目録自体、数はわずかである。「国書解題書として、江戸時代成立・刊行されたものなかで、質量共に最大」（『日本古典籍書誌学辞典』「群書一覽」項）とされる『群書一覽』（享和二年（1802）刊）にも、見えないという状況である。

定家自筆本が祖本である関係から、まず冷泉家の蔵書目録をしてみる。冷泉家時雨亭叢書に収録の五点、『集目録』（定家自筆）、『私所持和歌草子目録』（文保年間頃までに成立か）、『家伝書籍古目録少々二通』（室町初期頃成立）、『家蔵書籍目録』（室町初期頃成立）、『冷泉家蔵書目録龍曲蔵』（安土桃山〜江戸初期頃成立）があるが、それらには長方家集の名は見えない（つまり、定家自筆本長方家集の存在も確認できない）。また、禁裏の蔵書目録、主なもので、宮内庁書陵部所蔵『歌書目録』（102・128）や、大東急記念文庫菊亭家旧蔵『禁裡御蔵書目録』（51・12・2333）、西尾市岩瀬文庫柳原家旧蔵『官本目録』（40・へ130）などがあるが、長方家集の名は見えない。

一方、長方家集名が見える目録について、具体的な資料と書目を次に挙げる。

日本書目大成三収録本『国朝書目』

下四十二 「△權中納言長方卿集／△長方集」

宮内庁書陵部柳原家旧蔵『歌書類目録』（柳831）

九丁ウ 「長方卿集、冊」

岡山大学附属図書館池田家文庫蔵『歌書目録』（貴30）

四五丁ウ 「梅納言集 長方卿 一冊」

宮内庁書陵部鷹司家旧蔵『歌書家集目録』（鷹34）

三六丁オ 「七十八 二条 梅納言集」

私家の蔵書目録に、比較的に見えるようである。寛政三年（1791）刊の『国朝書目』には、「△權中納言長方卿集／△長方集」（注10）と、柳原紀光編『歌書類目録』（寛政九年（1797）成立）には、「長方卿集」とある（注11）。また、鷹司家旧蔵『歌書家集目録』（江戸末期写）では、「梅納言集」と判読できる（注12）。そして、岡山大学附属図書館池田家文庫蔵『歌書目録』の四五丁ウに、「梅納言集 長方卿 一冊」と、「梅納言集」の名が見える。この池田家文庫の『歌書目録』は、すでに久保木秀夫氏によって、「岡山大学附属図書館池田家文庫蔵『歌書目録』翻刻」（『調査研究報告』22 平成十三年十一月）に紹介されている。江戸中期の有職故実家、土肥経平の旧蔵書に属していた歌書目録であるが、この目録の書目には、「梅納言集」と見えるのである。

「梅納言集」の「梅」という文字は、国文学研究資料館の紙焼写真で確認してみたが、楷書体で「梅」と見える。

また、目録ではないが、日記に、書籍整理の時の記録が残されているものがある。なかでも、權大納言中山定親の日記『薩戒記』の、正長元年（1428）十月四日条（前田育徳会尊経閣文庫蔵『桑華書志』六七収録）の記事が、注目される。

この記事は、松蘭斎氏『日記の家—中世国家の記録組織—』（吉川弘文館 平成九年）の、第二部第九章「勸修寺流藤原氏」において、「勸修寺家の室町時代初頭の当主経興が正長元（一四二八）年、「家」の日記の整理を行った際の記事である。」と紹介されている。勸修寺家には当家と、その他の家の日記が多く伝えられており、混乱しているため、「家記部」と「他家部」とに分類するその様子を、整理を手伝った中山定親が自らの日記に書きとどめたものである。その整理の中で、長方の家集ではないが、長方の日記の名が見える。長方は勸修寺流藤原氏の出であるため、長方の日記は「家記部」の中に見える。この「家記部」はさらに、勸修寺家「正流」とそれ以外に分けられるが、正流以外の日記群の中に、「梅黄記^{長方}中納言」という記述が見えるのである。

長方の日記は、一般的に『禅中記』の名で知られる。以前、拙稿『禅中記』伝存の経緯（明治大学大学院紀要「文学研究論集」18 平成十五年二月）において、『禅中記』諸伝本を調査したことがあったが、「梅黄記」という別称は、『薩戒記』のこの記事が

管見では唯一である。「禪中記」の名は、おそらく、出家した中納言の日記、の意で名づけられたものであらうと拙稿に書いたが『玉葉』記事に、「入道納言」（文治三年三月四日・文治四年正月一日条）や「入道中納言長方」（建久二年三月十一日条）と記されている点を根拠に、「梅黄記」の名も、「梅」小路「黄」門（黄門は中納言の唐名）の日記、の意と解することができよう。ちなみに、『明月記』元久二年（1205）三月二十一日条では、長方の嫡子、同じく梅小路中納言と呼ばれた宗隆が、重病となり、中納言を辞する代わりに息の宗房を弁官（尚書）にと願っている、との記事をとどめるが、「梅黄門事未承及是又替尚書候は、任人無疑歟。」と、宗隆のことを「梅黄門」と記している。

以上から、「梅納言集」の書名は、管見では池田家文庫『歌書目録』にしか見られないが、『薩戒記』記事に「梅黄記」とあり、この長方の日記名も手がかりとすれば、長方の家集名が「梅納言集」である可能性はさらに大きくなるだろう。「梅納言集」と「梅黄記」の書名は、『国書総目録』には現れてこないが、少なくとも右の歌書目録の書目と、記録文の中には残されているのである。

おわりに

長方家集の書名について、通行の「按納言集」や「梅納言集」の書名が持つ矛盾より出発し、当時、長方が「梅小路中納言」と

呼ばれていたことから、「梅納言集」は「梅納言集」のことではないかという推察に至った。池田家文庫『歌書目録』の書目や『薩戒記』記事には、「梅納言集」「梅黄記」といった、長方家集、日記の名が残されている。したがって、長方家集の名は、正しくは「梅納言集」であらうというのが本稿の結論である。

では、「梅納言集」は、いつから「梅納言集」「按納言集」となったのであろうか。

長方家集の諸伝本は、奥書で見たとおり、定家自筆本を祖本とする。現存する伝本群は、定家自筆本を為満が転写した、「梅納言集」の書名を持つ伝本、およびその転写本群と、「按納言集」の書名を持つ、定家自筆本を為満とは別人が転写したもの（の転写本）と考えられる④神官文庫本とに分かれる。為満、または別人の書写者が、定家自筆本から転写する際において、「梅納言集」の「梅」の字を、「梅」あるいは「按」と写し違えた可能性が一つとして挙げられよう。

一般に定家の書写は、誤読、誤写を防ぐため読みやすいように心がけられたものであるといわれている。「梅」の字をはじめ、「按察」の「按」、「梅」は探しくいたために「母」の字で代用して、冷泉家時雨亭叢書の定家自筆本作品で字の形を確認してみた。いずれの字も、くずされていない、それぞれの字の区別がつく形である。「梅」の字では、なかには「毎」のはじめの二面の線が細く、頼りないようなものがある。例えば、天福二年本『後撰和

歌集』の七丁オ五行目の「紅梅」、七行目の「梅花」、九行目の「梅の花」、十一行目の「梅花」の「梅」の字である。他に、嘉禄二年本『古今和歌集』では、二一丁オの一行目「梅花」の「梅」の字も同様であるが、逆に、同丁三行目「梅花」の「梅」は、はじめの二画の線のにじみが大きく、「母」と一体化して見えるようなものもある。

いずれにしても、定家自筆本長方家集に、どのように書名が記されていたのかは、現存しないために不明であるが、定家自筆本から転写する書写者にとってみれば、長方家集の名は、「梅納言集」とも「按納言集」とも読まれ得たのかもしれない(注13)。

長方家集の書名が、「梅納言集」「按納言集」と混乱して転写された背景には、長方の、後世における歌人としての知名がない点もさることながら、「梅小路中納言」という当時の呼ばれ方を知ること、書写者にとって難しいということがあるだろう。

(明治大学大学院文学研究科博士後期課程日本文学専攻)

注

(1) 例えば、岩波書店『日本古典文学大辞典』『長方卿集』項のように、その別称として按納言集、梅納言集、長方集の名を紹介する場合が多い。例外的なものとして、岩波書店『国書総目録』では、「按納言集」項の他に「梅納言集」(とがなごんしゅう)が立項されるが、和歌集、とだけ説明があつて、長方家集であると

の明記はない。また、明治書院『和歌大辞典』(昭和六十一年)では、「梅納言集」と書かれる項目に、「あんなごんしゅう」という読み方が記されている。

(2) この神宮文庫本は、もとは江戸中期の古典学者、村井古蔵の蔵書であつた。当本の後表紙見返しに、「天明四年甲辰八月吉旦奉納/皇太神宮林崎文庫以期不朽/京都勤思堂村井古蔵敬義拝」とある印記によつて、天明四年(1784)八月に、古蔵が旧林崎文庫(現在の神宮文庫)に奉納したものであることが知られる。

(3) 本稿で、①の東洋大学図書館本、②の無窮会神習文庫本、③の龍谷大学大宮図書館本は、それぞれの所蔵機関で閲覧させていただいた。また、①の島原図書館松平文庫本(135・58)は松平文庫影印叢書収録本を、②の群書類従本は光栄記念後印本を、関西大学図書館本は関西大学図書館の紙焼写真を使用した(表紙外題については、関西大学図書館の閲覧参考課レファレンス係の方の解答による)。それ以外の資料は、国文学研究資料館のマイクロフィルム、紙焼写真を使用した(それらの資料は、所蔵機関と国文研の請求番号を記した)。

(4) 為満筆本は昭和四十四年に、一誠堂書店から東洋大学図書館へと所蔵されるに至つた。また、卷子本を収める箱の、蓋の裏に、成嶋勝雄なる人物の墨書「権中納言長方卿集二卷冷泉為満卿筆/為綱卿證書今闕上巻可惜哉 成嶋勝雄誌」とあるのも考慮

すれば、冷泉家から流出したものというよりは、豪華な卷子本であるため、為満がだれかに献上、贈呈するために（依頼されたものかもしれないが）書写し、それが成嶋勝雄のもとにあったときには、すでに下巻のみの形となっていて、一誠堂書店、東洋大学図書館と伝わってきたものようである。

(5) 例えば、①②③の伝本では共に、二二番歌「まだうらわかし」とあるところを、④神宮文庫本では「まだうらわかき」と、三五番歌「花さそふ風や」を④「花さそい猶や」、四四番歌「こなたかなたへ」を④「こなたかなたに」、五九番歌「あぜこゆばかり」を④「あぜこすばかり」、一四三番歌「いひ出て」を④「いひすて」、一四八番歌「はてぞゆかしき」を④「はてぞ悲しき」、一七五番歌「寄占恋、灰占も、あふてふたびは」を④「寄留恋、はひうくも、あふてふ事は」、一九一番歌「本の木の葉と」を④「木々のこの葉と」、一九五番歌「まつほどぞかし」を④「まつほどもなし」、二〇七番歌「都うつりし侍し比」を④「都うつり侍りしころ」、二二二番歌「明くれて」を④「明くれし」と書かれている。

(6) 『玉葉』記事以外では、内大臣中山忠親の日記『山槐記』元暦元年七月二十八日条に「梅小路中納言、長方」と、権大納言吉田経房の日記『吉記』寿永二年七月三十日条に「梅小路中納言」と見える。

(7) 『明月記』建保元年（1213）十月十五日条には、四条

坊門西洞院の辺りから出た火事のこと記される。炎上を免れた邸として、三条殿（女院）、前中納言（長兼）、成定中將の旧宅などが挙げられるが、長兼邸の場所として、「三条北、烏丸東」と記されている。あるいは長方の別邸は、ここであろうか。

(8) 『続古事談』には、長方についての説話が五つ収められる。『続古事談』の作者は不明であるが、長方の息、長兼の可能性を説く論究もある（木下資一氏「『続古事談』長兼編者説再論」任子説話の位置のことなど）（『論集説話と説話集』和泉書院 平成十三年）、同『続古事談』と承久の変前夜」（『国語と国文学』25・5 昭和六十三年五月）。

(9) 日本歴史地名大系第二七巻『京都市の地名』（平凡社 昭和五十四年）の、右京区梅ヶ畑「梅尾」「高山寺」項では、建永元年（1206）、梅尾の高山寺は、華嚴宗の道場として明恵上人によって再興される。『元亨釈書』はそれを、「梅尾者古練若之地、^{（一）}麁^{（二）}久矣、并居此復院宇、承元二年遷紀州、於内崎山創伽藍、四年又帰梅尾、寛喜四年正月十五日夜、对弥勒像禅坐入観」と書きとどめるが、「梅尾」を「梅尾」と、「梅」の字を当てていると指摘される。

(10) 藤貞幹編『国朝書目』は、『本朝書籍目録』の書目を基として、藤自身が加えた書目は△で表されていることが、凡例「以△為記者今所加」によって知られる。

(11) 『歌書類目録』については、拙稿「柳原家旧蔵『歌書類目

録』の解題・翻刻（前編）（後編）」（明治大学大学院紀要「文学研究論集」20・21 平成十六年二月・九月）において紹介した。

(12) 厳密に言えば「梅納言集」の「納」の字は、「袖」と見えるが、書名上に付される「七十八 二条」は、七十八代二条天皇の意であり、二条天皇在位中に長方が存命したことも手がかりとして、「梅納言集」と判読した次第である。

(13) ④神宮文庫本の「按納言家集」と書かれた外題内題、および奥書「外題按納言家集直書之 是按察大納言長方卿詠也」の「按」の文字は、「安」の「女」の形が、一画目の「く」を、「」

(14) の真中上から、半分に分れる形で、強い線で引かれ、二画目の「ノ」はやや直線で最後は払われずに跳ねているものもある。

また三画目の横棒は、一画目「く」の折れるあたりの少し上に引かれていて、「梅」のくずれた字体と似ている、という特徴がある点は注意されよう。また、確定はできないが、先に冷泉家の蔵書目録のところで挙げた『冷泉家蔵書目録龍曲蔵』には、二丁才二行目に、「^(空白)納言集 一冊 うへの字みえ「す」也 定家卿御筆也」という記述がある。この書目が、定家自筆本長方家集を指す可能性はあるか。